長井記念薬学研究奨励支援事業

2025年度採用分募集要項

|  |
| --- |
| 2025年度採用分募集要項を熟読のうえ申請書を作成して下さい。 |

**１．趣旨**

日本の成長分野の一つである生命科学の大きな柱として薬学研究がある。日本薬学会（以下、本学会）は、医薬品をライフワークとする科学者およびそれを目指す学生から構成される学術団体である。薬学の発展のためには、博士の学位を有する多様な薬剤師あるいは薬学研究者を輩出することが、今後一層重要となる。会員が博士の学位の取得を目指して研究に専念できる環境整備は本学会の大きな使命の一つである。そこで、博士の学位を取得したうえで、将来の薬学の発展に寄与する強い意志を持った薬学研究者の育成を目的として研究奨励支援を行うこととした。

1. **支援対象**
* ・ 博士の学位を有する薬剤師・薬学研究者を目指す者薬学部6年制学科を卒業後、大学院博士課程（4年制博士課程）に進学を予定する者と在籍者を主に支援する（特に私立大学大学院での研究活動の活性化のため、本支援では私立大学大学院からの応募を歓迎します）。
* 薬学部4年制学科を卒業し大学院修士課程（博士前期課程）を修了後、大学院博士課程（博士後期課程あるいは4年制博士課程）に進学を予定する者と在籍者も支援する。
* 薬学部の途中で博士課程に進学する制度では、進学の前年に申請を行うことを可能とする。
* 常勤職に就いている者は対象としない。

**３．2025年度採用区分・採用予定者数**

・薬学部6年制学科を卒業後、4年制博士課程に進学を予定する者と在籍者

・薬学部4年制学科を卒業し大学院修士課程（博士前期課程）を修了後、大学院博士後期課程あるいは4年制博士課程に進学を予定する者と在籍者

合計 25名程度

（過去2年の平均採択率：国公立大学大学院生30％、私立大学大学院生70％）

**４．申請資格**

指導教員：本学会の会員であること

（指導教員が複数となる場合は全員が会員であること）

申請者：本学会の会員のうち以下の要件を満たす者

1. 薬学部6年制学科を基礎とする4年制博士課程に進学を予定する者と在籍者

|  |  |
| --- | --- |
| 在学年次 | 申請時において、1. 4年制博士課程への進学を予定する薬学部6年制学科の6年次に在籍する者
2. 4年制博士課程の1年次から3年次に在籍する者
3. 薬学部の途中で博士課程に進学する制度では、進学の前年に申請する。
 |

(２) 薬学部4年制学科を卒業し大学院修士課程（博士前期課程）を修了後、大学院博士後期課程あるいは4年制博士課程に進学を予定する者と在籍者

|  |  |
| --- | --- |
| 在学年次 | 申請時において、* 1. 博士後期課程あるいは4年制博士課程進学を予定する博士前期課程2年次に在籍する者
	2. 博士後期課程の1年次から2年次あるいは4年制博士課程の1年次から3年次に在籍する者
 |

なお、日本学術振興会特別研究員―DCとの重複受給はできません。申請書提出後あるいは採用期間中に受給金額の合計金額（長井記念薬学研究奨励の支援金を含む）が、年額240万円以上となる場合は直ちに本学会事務局学術事業担当に連絡して下さい。また、その他の給付型支援との重複受給につきましても必ずお問合わせ下さい。

また、日本学術振興会特別研究員の研究奨励金との重複受給を制限させていただいておりますが、2023年度採用者よりその他の奨学金について、受給金額の合計金額（長井記念薬学研究奨励の支援金を含む）が、年額240万円以上となる場合は貸与の資格を喪失します。なお、貸与型奨学金は重複受給制限の対象外とします。

その他の奨学金を受給している方、もしくは受給予定のある方は、奨学金名と金額のわかる証明書を必ずご提出下さい。申請漏れがある場合には資格を喪失する場合がありますのでご注意下さい。

**５．採用期間**

2025年4月1日から2028年3月31日までの3年間

ただし、上記期間中に博士課程4年次あるいは博士後期課程3年次を修了した場合は、修了年度までとします。

**６．研究奨励金**

2025年度の貸与予定額

月額50,000円

**７．申請手続**

本学会ホームページ「長井記念薬学研究奨励支援対象者募集」を参照のこと。

(１) 提出書類

* + 1. 申請書1部（Word）
		2. 申請書のPDFと申請者および指導教員の署名用紙を結合したPDFデータ
		3. その他の奨学金を受給している方、もしくは受給予定のある方は、奨学金名と金額のわかる証明書
1. ファイル名は「大学\_氏名\_ N25」にて作成して下さい。
2. WordおよびPDFデータともに、申請書の写真部分には必ずデジタルデータを貼付し、申請書と申請者および指導教員の署名用紙をひとつのPDFデータにて作成して下さい。
3. 申請書は、本学会のホームページよりダウンロードし、必ず本年度のものを用いて下さい。

 (２) 申請書の提出方法

申請書は、現在所属している機関を通じて本学会へ提出して下さい。各機関から

申請できる人数は5名以内です。ただし、同一指導教員が推薦できる人数は2名以内です。これらの規定数を超える申請となった場合には審査を行わないこととなります。申請者個人から本学会へ直接提出したものは受付けません。

下記のフォームよりご提出ください。

https://business.form-mailer.jp/fms/64b501c0239881

**８．募集締切**

2024年10月31日（木）（必着）

上記の募集締切日は、所属機関からフォームにて提出される提出書類一式の到着の期限です。

申請者本人の申請締切は、所属機関によって異なりますので、各所属機関に問合せて下さい。

**９．選考および結果の開示**

(１) 選考

選考は、本学会の選考委員会において書類選考により行います。

主要な選考方針は、以下のとおりです。

〔選考方針〕

1. 薬学の将来を担うことが期待される優れた大学院学生あるいは大学院進学予定者であること。
2. 研究計画を遂行できる能力および当該研究の準備状況が示されていること。

(２) 選考結果の開示

選考の結果は、2025年1月末ごろに所属機関宛に通知します。

※ 選考に関する個別の問合せには、応じません。

**１０．貸与を受ける者の義務等**

(１) 貸与を受ける者は、申請書記載の研究計画に基づき研究に専念しなければなりません。また、研究に専念していないと認められる場合、または研究の進捗状況に著しい問題があるなどの場合には、貸与の資格を取り消すことがあります。この場合、原則として貸与済みの研究奨励金を返還していただくことになりますのでご留意下さい。

(２) 貸与を受ける者が、常勤職に就いた場合には、貸与の資格を喪失します。

(３) 貸与を受ける者が、申請書提出後あるいは採用期間中に受給金額の合計金額（長井記念薬学研究奨励の支援金を含む）が、年額240万円以上になる場合には、年額240万円以上になる時点にて貸与の資格を喪失します。受給が確定した場合には、直ちに本学会事務局学術事業担当に連絡して下さい。

(４) 貸与を受ける者が、博士課程を退学、停学、休学、留年する場合は、貸与の資格を喪失します。また学生として海外の大学・大学院に在籍する場合は、貸与の資格を喪失します。ただし、共同研究等で短期留学する場合、国内の大学に籍があれば貸与の資格は喪失しません。

※出産・育児等、特別な事情により貸与の中断を希望される場合は、事前に本学会にお問合せ下さい。

(５) 貸与を受ける者は、毎年度末に研究報告書（A4用紙１枚）を提出しなければなりません。また、学会発表を行った場合にはそのリスト、論文発表を行った場合には別刷を提出しなければなりません。さらに、学位を取得した場合は、博士論文と学位（博士）取得証明書を提出しなければなりません。別刷、博士論文はPDFでの提出も可能です。

(６) 本学会に博士論文・その要旨と学位（博士）取得証明書を提出することにより、貸与された研究奨励金の返還免除の資格が得られます。なお本学会会員のための支援であるため、資格発生後3年間本学会会員であった場合に返還免除者として正式に認定されます。

※会員継続の有無にかかわらず、学位取得されると返還免除となっておりましたが、2021年度採用者より学位取得後3年間会員継続が必要となりましたのでご留意下さい。

ただし、学位を取得できなかった場合や博士論文と学位（博士）取得証明書を本学会に提出しなかった場合は、貸与済みの研究奨励金を返還していただくことになりますのでご留意下さい。

※何らかの理由により、課程博士を期限内に取得できない場合は、本学会にお問合せ下さい。

(７) 博士論文およびジャーナル等への発表論文には長井記念薬学研究奨励支援について謝辞を記載して下さい。

本事業の和名および英文名

・　和名　日本薬学会長井記念薬学研究奨励金

・　英名　Nagai Memorial Research Scholarship from the Pharmaceutical Society of Japan

(８) 日本薬学会主催の学術集会（年会、支部、例会、部会、シンポジウム等）あるいは日本薬学会発行の学術誌での発表を行って下さい。

なお、貸与を受ける者のなかから、本学会の推薦に基づき日本薬学会年会シンポジウムでの発表を行っていただく場合があります。

(９) 研究における不正行為等、貸与を受ける者としてふさわしくない行為があった場合には、貸与の資格を取り消して貸与済みの研究奨励金を返還していただくことや、研究奨励金の貸与を停止することがあります。

なお、貸与を開始する前に誓約書の提出を求めます。

**１１．その他**

(１) 申請書および選考について

①申請書は、本学会所定の様式を使用して下さい。様式の変更、所定様式以外の

　用紙の追加、指定書類以外の添付は認められません。

②申請書の提出後、その記載事項を変更し、または補充することは認められません。

③提出された申請書は返却しません。

④申請書に重大な虚偽が発見された場合は、採用後であっても採用を取り消す

ことがあります。

(２) 採用内定後の諸手続きについて

採用内定後の諸手続きにおいて、提出期日までに在学証明書（2025年4月1日以降の交付日）等の必要書類を提出できない場合には、採用資格の確認等ができないため、採用されません。

(３) 活動調査について

貸与終了後の追跡調査に、ご協力下さい。就業後に研究成果や本事業に対する感想について、執筆を依頼することがあります。

(４) 長井記念若手薬学研究者賞について

　　「博士論文と学位（博士）取得証明書の提出」後5年目の活動調査で、長井記念薬学研究奨励事業の趣旨と理念にある、薬学の発展に寄与する強い意志を持って活動している研究者を表彰し、「長井記念若手薬学研究者賞」を授与します。

(５) その他奨学金の受給（日本学術振興会特別研究員―DC等）について

採用期間中に受給金額の合計金額（長井記念薬学研究奨励の支援金を含む）が、年額240万円以上となる資金を受けていたことが確認された場合には、貸与の資格を取り消すとともに、その期間の貸与済みの研究奨励金を返還していただきます。

(６) 指導教員について

指導教員には、申請書類の指導教員コメント（800字）や返還猶予や返還免除資格等の各種書類でのご署名とともに、採用者とのご連絡が取れなくなった際にお問合せをさせていただくこととなります。

(７) 関連情報について

申請書様式等を本学会のホームページで公開しています。

 <https://www.pharm.or.jp>

(８) 指導教員の方へご注意いただきたいこと

①本事業の趣旨と支援対象をご理解下さい。

②研究計画に変更がある場合は、指導教員から直接文書にて事務局へご連絡下さい。

③採用者の在籍状況や、指導教員の変更等がある場合は、指導教員から直接文書にて事務局へご連絡下さい。なお、必要に応じ採用者への連絡を指導教員に依頼することがあります。

④日本薬学会主催の学術集会（年会、支部、例会、部会、シンポジウム等）あるいは日本薬学会発行の学術誌での発表を行うよう指導して下さい。毎年度末に研究報告（学会発表・論文発表）の提出をしなければなりません。

 ⑤ 博士論文（投稿論文と学位論文への謝辞の記載）と学位（博士）取得証明書の提出をしなければなりません。

⑥ 学位取得後3年間本学会会員であった場合に返還免除者として正式に認定されます。

**１２．個人情報の取扱い**

申請書に含まれる個人情報については、厳重に管理し、本学会の業務遂行のみ

に利用します。

なお、採用が内定した場合および決定した場合、本人の氏名、所属機関在籍年次が公表されます。

**１３．本募集に関する連絡先**

公益社団法人日本薬学会 学術課　学術事業担当

E-mail:gakuji@pharm.or.jp